

# 令和5年度 埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書の概要

## 1 対象事例

- (1) 令和3年6月、志木市において、母が膝くらいの高さから布団の上に落としたことにより、生後3か月の女児が死亡した事例
- (2) 令和4年1月、本庄市において、母や同居人からの暴行により、5歳の男児が死亡した事例

## 2 検証の目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、対象事例の事実関係を把握し、課題を抽出した上で、県や市町村をはじめとする関係機関が、児童虐待による死亡事例等の未然防止・再発防止のために取り組むべき対策を提言することを目的とする。

## 3 検証の方法

児童相談所をはじめとする関係機関の関与に焦点を当て、市の検証結果、児童相談所等の記録書類、関係機関の職員へのヒアリング、公判の内容等の情報を基に検証を行った。

## 4 委員の構成等

分野	氏名	所属等
児童福祉（学識経験者）	◎大竹 智	立正大学社会福祉学部 教授
心理学（学識経験者）	○須藤 明	文教大学人間科学部 教授
社会福祉（社会福祉士）	栗原 直樹	埼玉県社会福祉士会 社会福祉士
小児医療（医師）	峯 真人	峯小児科 院長
法律（弁護士）	大谷部 雅典	新埼玉法律事務所 弁護士
母子保健（学識経験者）	関 美雪	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授

◎委員長、○副委員長

(埼玉県児童福祉審議会児童養護部会の下に位置付け)

## 5 開催状況

	開催日	場所
第1回	令和5年 7月20日	埼玉会館
第2回	令和5年 8月30日	埼玉会館
第3回	令和5年 9月14日	埼玉会館
第4回	令和5年11月 8日	埼玉会館
第5回	令和5年11月30日	埼玉会館

## 6-1 志木市0歳女児死亡事例

### (1) 事例の概要

～双子を持つ母が、父からの束縛により外出を許されず、家事や育児について周囲の協力が得られないなどの状況がある中で、苛立ちのまま突発的に双子のうち第2子を布団の上に落とし、死亡させるに至った事例～

令和2年9月、母から市の健康増進センターに妊娠届の提出があった。健康増進センターは、多胎妊娠であることなどから、妊娠28週頃に母に電話連絡して状況を確認することとしていたが、出産後の令和3年4月中旬まで母とは連絡が取れなかった（父から市への連絡や父が電話に出たことはあった）。

母は、令和3年3月に双子を出産し、当初3～4か月は里帰りする予定であったが、父の求めにより1か月程度で自宅に戻った。

健康増進センターが同年4月30日に新生児訪問を実施した際、2児とも発育・発達は良好で、母の体調にも不安定な様子はなかった。同年6月19日には母子保健推進員が母と2児に面会し、2児とも「顔色よく元気そう」との報告が健康増進センターになされた。

本児はミルクの飲みが悪く、授乳に1時間ほどかかることもあったところ、同月22日の朝はいつも以上にミルクの飲みが悪かった。母は、父に協力を求めるも断られ、苛立ちのまま突発的に本児を膝くらいの高さから布団の上に落とした。これにより、同月24日、本児は急性硬膜下血腫で死亡した。

【家族の状況】（年齢等は本事例発生当時）

母（36歳）、父（20代）、第1子（0歳3か月男児）、本児（0歳3か月女児）

### (2) 事例の主な経過

- |           |  |
|-----------|--|
| 令和2年9月 3日 | 父母が妊娠届を提出するため健康増進センターへ来所し、面接が行われた。             |
| 令和3年3月 中旬 | 双子の第2子として本児が出生した。                              |
| 4月 初旬     | 里帰りから母子が自宅に戻った。                                |
| 4月 中旬     | 母と連絡が取れ、健康増進センターが母と新生児訪問の日程を調整した。              |
| 4月30日     | 健康増進センターが新生児訪問を行った。                            |
| 6月19日     | 母子保健推進員が訪問を行い、母と2児に面会した。                       |
| 6月22日     | 朝、いつも以上に本児のミルクの飲みが悪く、母が苛立ちのまま突発的に本児を布団の上に落とした。 |
| 6月24日     | 本児が急性硬膜下血腫で死亡した。                               |
| 令和4年1月27日 | 母が傷害致死容疑で逮捕された。                                |
| 令和5年8月 2日 | 傷害致死罪で、母に懲役3年、保護観察付き執行猶予5年の判決が言い渡された（確定）。      |

## 6-2 志木市0歳女児死亡事例

### (3) 課題と提言（改善策）

#### ア 生活実態を捉えたアセスメントについて

課題	提言（改善策）
<p>・市町村の母子保健担当部署は、保護者から支援の希望や困りごとの相談が無い場合でも、当該家庭の生活実態を把握し、ニーズを的確に捉えて適切な支援につなげる必要がある。</p>	<p>・県及び市町村は、市町村の母子保健担当部署の職員を対象として、配偶者間における問題の早期発見をはじめ、アセスメント力の向上を図るための実践的な研修等を定期的実施すること。その際、虐待による乳児の死亡事例に共通する判断のポイントを整理するなどして研修に生かすこと。</p> <p>・市町村の母子保健担当部署は、父母に対して別々に話を聞く機会や、支援の希望がなくても家庭が抱える問題を把握する端緒となるようなアンケート項目を設けるなど、支援を必要とする家庭の早期発見に取り組むこと。面談においてどのような事項の確認をするのかなどについては、十分な検討を行うとともに、研修への参加等を通じてスキルの向上を図ること。</p> <p>・複数の職種や機関が関わる中で、医療機関を含む関係機関と連携し、妊娠期から出産後にわたって可能な限り情報共有と情報集約を行い、支援の方向性を検討すること。</p>

#### イ 妊産婦への支援について

課題	提言（改善策）
<p>・市町村の母子保健担当部署は、支援が必要な妊産婦との連絡が取れない場合には、各家庭の状況等を踏まえ、早期に母子の状況が確認できるよう対応する必要がある。</p> <p>・母子に対する支援事業の実施に当たっては、妊産婦が利用・参加しやすいように環境を整える必要がある。</p>	<p>・市町村の母子保健担当部署は、支援が必要な妊産婦との連絡が取れない場合には、家庭訪問の実施など、電話以外の母子の状況確認の方法についても検討すること。</p> <p>・母子に対する支援事業の実施に当たっては、妊産婦の移動等の負担を軽減できるオンラインツールの活用など、妊産婦がより利用・参加しやすい方法を検討すること。</p>

## 7-1 本庄市5歳男児死亡事例

### (1) 事例の概要

～行政の継続的な関わりがある中で、DV等の複合的な問題を抱えた家庭の幼児が母とともに友人宅、知人宅へと転居し、保育所には登園していたものの、居所や生活実態が不明なまま、母及び同居者からの虐待により死亡するに至った事例～

本件母子は、父のDVから逃れるため、令和2年7月頃から友人宅に居候し、令和3年1月頃からは、事件現場となった知人宅に転居して居候生活を送っていた。知人宅への転居後、同居人の女が主導し、返事をしないことなどを理由に本児への虐待が行われるようになった。

令和3年9月6日、市内の飲食店から市に対し、また、本児が通う保育所から児童相談所に対し、本児が飲食店で虐待を受けていたとの通告があった。児童相談所は市に対応を依頼し、通告内容について母に確認・指導を行ったものの、居所は明かされず、同居人らに関する情報も得られなかった。児童相談所及び市は、本児が問題なく保育所に登園していることなどから、保育所に見守りを依頼することとした。

児童相談所が同年10月に取扱いを終結する中、市は、保育所を通じて見守りを継続していたが、令和4年1月、同居人の女の指示を受け、居宅において母及び同居人の男が本児を投げ倒す暴行を加え、本児は後頭部打撲による脳幹損傷で死亡した。

【家族の状況】(年齢等は本事例発覚当時)

母(30歳)、本児(5歳)、同居人の男(34歳)、同居人の女(54歳)の4人世帯。父(31歳)は別居。

### (2) 事例の主な経過

令和2年	夏頃まで	母子は、以前から生活困窮や本児の発育・発達に関する事などで市の各関係課と関わりを有していた。7月頃、父によるDVが原因で、母子は母の友人宅に居候することとなった。
令和3年	1月 頃	友人宅に居候していた母子が、友人を介して知り合った知人宅へ転居した。
	9月 6日	飲食店での男児への虐待について、児童相談所及び市に通告があった。
	9月 7日	児童相談所からの対応依頼を受け、市が母子と面談し、通告内容の確認・指導を行った。
	9月 8日	児童相談所及び市は、保育所に本児の見守りを依頼することとした。
令和4年	1月18日	母及び同居人の男女が共謀し、居宅において本児を投げ倒す暴行が行われ、後頭部打撲による脳幹損傷で本児が死亡した。
	3月 5日	居宅床下から本児の遺体が発見され、母及び同居人の男女が死体遺棄容疑で逮捕された。
令和5年	9月 8日	傷害致死罪等で、母に懲役10年、同居人の男に懲役12年の判決が言い渡された(確定)。
令和5年	11月24日	傷害致死罪等で、同居人の女に懲役13年の判決が言い渡された(確定)。

## 7-2 本庄市5歳男児死亡事例

### (3) 課題と提言（改善策）

#### ア 母子保健担当部署及びDV対応担当部署における予防的支援について

課題	提言（改善策）
<p>・市町村の母子保健担当部署は、保護者が悩みや問題を抱えていることが推察される場合には、保健師等の専門職による家庭訪問等を行うことで、悩みや問題を的確に把握して早期に適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>・DV対応担当部署は、子供の立場も踏まえて相談支援を行う必要がある。また、DVと児童虐待が併存している場合には、DV対応担当部署と虐待対応担当部署が情報共有を行い、連携して対応する必要がある。</p> <p>・複合的な問題を抱える家庭については、関係部署が確実に情報共有を行うとともに、連携してアセスメントを行い、役割分担や責任を明確にして支援を行う必要がある。</p>	<p>・県及び市町村は、市町村の母子保健担当部署の職員を対象として、アセスメント力の向上を図るため、模擬事例を用いた演習による研修等を定期的実施すること。また、市町村の母子保健担当部署は、支援対象となる家庭の状況に応じて、同行訪問等、関係部署と連携して対応するほか、児童相談所や保健所等に対してスーパーバイズの要請を行い、的確な対応方針の検討を行うこと。</p> <p>・県及び市町村は、DV対応担当部署の職員を対象として、児童虐待が併存する事例における相談支援技術の向上を図るための研修等を定期的実施すること。また、DV対応担当部署と虐待対応担当部署とが情報共有や連携をするための体制を整えること。</p> <p>・市町村は、要対協に登録するケースの判断基準や個別ケース検討会議を開催するタイミング等を再確認し、要対協を積極的に活用すること。県は、DV対応担当部署の職員を構成員に加えるなど体制を整えることや、スーパーバイザーの参加を促進するなど、より効果的な運営についての助言を行うこと。</p>



## 7-3 本庄市5歳男児死亡事例

### (3) 課題と提言（改善策）

#### イ 同居者を含む家庭全体の状況を踏まえたアセスメントについて

課題	提言（改善策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居者（と考えられる者）がいる場合には、直接会って住所や名前等の確認を行うほか、家庭訪問により家庭内の実際の状態を確認する必要がある。</li> <li>・リスクアセスメントは、虐待による最悪の事態（虐待死）の発生も視野に入れた上で、リスクとなる兆候や要因を慎重に見極める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所及び市町村の虐待対応担当部署は、調査事項や調査方法等の基本的事項を改めて確認すること。調査に当たっては、必要な情報が得られない場合の対応の手順を予め決めておくこと。特に同居者への聴き取りや家庭訪問について、危険が伴う場合や行きづらさがある場合には警察に同行を依頼するなど、関係機関・部署と連携して対応し、民生・児童委員への調査依頼等の方法も検討すること。</li> <li>・県及び市町村は、児童相談所や市町村の虐待対応担当部署の職員を対象として、アセスメント力の向上を図るため、模擬事例を用いた演習による研修等を不断に実施すること。</li> </ul>

#### ウ 児童相談所及び市町村の連携強化について

課題	提言（改善策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と市町村の虐待対応担当部署は、ケースに対する認識に齟齬があると考えられる場合や相手方の判断に疑義がある場合に協議や確認を求めるのはもちろんのこと、協働してアセスメントや対応方針の検討を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と市町村の虐待対応担当部署は、日頃から活発な意見交換が行われるよう良好なコミュニケーションをとることに加え、相互に根拠を示して意見や判断を伝え合うなど、それぞれが主体性を持って対応すること。</li> <li>・役割分担や責任を明確にし、認識の共有を行うとともに、一方が対応を終結しようとする場合には、その旨を理由と併せて他方に明確に伝えるよう方法等についてルールを定めること。</li> <li>・市町村は、要対協に登録するケースの判断基準や個別ケース検討会議を開催するタイミング等を再確認し、要対協を積極的に活用すること。県は、DV対応担当部署の職員を構成員に加えるなど体制を整えることや、スーパーバイザーの参加を促進するなど、より効果的な運営についての助言を行うこと（再掲）。</li> </ul>